

西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル業務 事業者選定に係る指名型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、西尾市総合福祉センターの1階ロビー等を新たな居場所としてリニューアルするための業務を実施する事業者をプロポーザル方式により選定するための手続に必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和8年3月27日まで（予定）
- (3) 業務内容 **別紙1**『西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル業務仕様書』のとおり
- (4) 予定金額（提案上限額） 3,960,000円（税込み）

3 参加資格要件

- (1) 西尾市がプロポーザル指名参加通知書を送った事業者（北欧系家具備品の提案設置事業にかかる見積書提出可能性調査に対応可能と回答した事業者）
- (2) 参加承諾届の提出日から受託候補者決定までの間に「西尾市競争入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱による排除措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

4 総合福祉センター見学会（実施要領説明会）

- (1) 日時 令和7年**5月12日（月）** 午後3時から4時まで（終了予定）
- (2) 会場 西尾市総合福祉センター（1階）
- (3) 申込 参加される事業者は令和7年**4月24日（木）**から**5月7日（水）**の間に以下の内容をメールで西尾市福祉課（fukushi@city.nishio.lg.jp）に事前
に送信ください。メールの件名と本文は以下のとおりでお願いします。

件名：総合福祉センター見学会（事業所名）

本文：参加者氏名・人数・連絡先は必ず明記すること

5 質問の受付及び回答

(1) 質問内容

質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けません。また、質問は電子申請・届出システム以外では受け付けません。

(2) 受付期間

令和7年**4月24日（木）午前9時** から
5月16日（金）午後5時 まで



📌 質問
の入力は
こちらから

(3) 提出方法

『電子申請・届出システム』を通じて
質問事項を入力してください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-nishio/smart-apply/surveys/4254341029463933273>

(4) 回答期間

令和7年**5月1日（木）から5月19日（月）**までの間に市公式ウェブサイトにて随時掲載します。

6 提出書類及び提出期間

(1) 参加承諾届

本プロポーザルに参加される事業者の方は、令和7年**5月21日（水）から5月23日（金）**までの間に『電子申請・届出システム』を通じて参加承諾届の必要事項を入力してください。入力されない場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなします。



📌 参加される
事業者は
こちらから
入力してく
ださい

<https://ttzk.graffer.jp/city-nishio/smart-apply/apply-procedure-alias/sankashoudakutodoke>

(2) 企画提案書等

上記(1)の「参加承諾届」を電子申請された事業者の方は以下の4点の書類を、令和7年**6月9日（月）午前9時から6月11日（水）午後5時まで**の間に西尾市福祉課に郵送（書留郵便に限る）または持参してください。

なお、下記①～③（最大10枚）は1つに綴じ**6部**（正本1部、副本5部）を提出してください。

① 企画提案書（表紙は別紙2の指定様式を使用すること）

別紙1『西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル業務仕様書』に基づき、あらゆる市民にとって創意工夫あふれる新たな居場所空間のコンセプトやイメージを配置図などの図式化により分かりやすく作成すること。また、コンセプトや機能と合致した什器家具一覧も1階と3階に分けて作成すること

【規格】A4版片面印刷・指定の表紙を含めて**6枚以内** ※縦横自由

- ② 見積書及び積算内訳（任意様式）

【規格】 A 4 版両面印刷 **2 枚以内**

- ③ 業務実施体制及び工程表（任意様式）

本業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務の分担内容等及び工程表について記載すること。

【規格】 A 4 版両面印刷 **2 枚以内**

- ④ 会社概要（任意様式） パンフレットでも可

【規格】 特段の基準なし

7 選定方法

- （1）本業務の選定方法

指名型プロポーザル方式による以下の 2 段階で本業務の受託候補者を選定します。

- （2）1 次審査

1 次審査は事務局による書面審査にて 3 社程度を選出します。その結果は令和 7 年 **6 月 1 6 日（月）** に文書及びメールにて通知します。

- （3）2 次審査（プレゼンテーション）

2 次審査は、西尾市が選任した選定委員会に対する事業者のプレゼンテーション（提出された企画提案書等のみを使用）及びヒアリングにより総合的に評価、採点した結果を基に受託候補者を選定します。

なお、選定委員会は、**別紙 3**「西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル業務事業者選定に係る指名型プロポーザル審査基準」に基づく審査により受託候補者を選定します。

○ 2 次審査日：令和 7 年 **6 月 2 7 日（金）午後** ※詳細は 2 次審査該当者に通知

8 審査結果

令和 7 年 **7 月 1 日（火）** に審査結果通知書を文書及びメールにて通知及び市公式ウェブサイトに公表します。

なお、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けません。

また、審査の経緯・内容に関する問い合わせについても一切回答しません。

9 契約締結

市は上記 7 で選定された受託候補者と詳細協議を行い契約を締結します。

契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼します。

なお、受託候補者が契約の締結を辞退したとき、契約に向けての協議が不調に終わった場合等は、評価基準により順位の高かった者の順に協議を行い、受託候補者として再選定します。

10 選定スケジュール（予定）

- | | |
|--|--------------------------------|
| (1) 本プロポーザル実施要領の公表 | 令和7年 4月22日（火） 正午 市HPアップ |
| (2) 総合福祉センター見学会 | 5月12日（月） 午後3時～4時 |
| ※参加者は 4月24日（木）～5月7日（水） にメールで事前申込が必要 | |
| (3) 質問受付期間 | 4月24日（木）～5月16日（金） |
| (4) 質問の回答掲載（市HP） | 5月 1日（木）～5月19日（月） |
| (5) 参加承諾届の入力期間 | 5月21日（水）～5月23日（金） |
| (6) 企画提案書等の提出期間 | 6月 9日（月）～6月11日（水） |
| (7) 1次審査の結果通知 | 6月16日（月） |
| (8) 2次審査（プレゼンテーション） | 6月27日（金） 午後 |
| (9) 2次審査の結果通知 | 7月 1日（火） |

11 留意事項

- (1) 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 企画提案書等の作成、郵送等に要する経費は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書等の内容が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合は、提案者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決することとします。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、西尾市情報公開条例（平成13年西尾市条例第20号）に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (6) 本実施要領を含めた関係書類及び質問の回答は、すべて市公式ウェブサイト（市ホームページ）でアップしますので、指名事業者の方はダウンロードしてご利用ください。

12 本業務の担当課（書類提出・問合先）

西尾市 健康福祉部 福祉課 社会福祉担当

住 所：〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地

電 話：0563-65-2114（直通）平日8：30～17：15

FAX：0563-56-0112

メール：fukushi@city.nishio.lg.jp

▼本プロポーザルのウェブサイトのURLと二次元コード

<https://www.city.nishio.aichi.jp/kenkofukushi/shakaifukushi/1010779/index.html>



西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル業務仕様書**1 業務目的**

西尾市総合福祉センター（平成8年建築の鉄骨鉄筋コンクリート造5階建て/延床面積6,026㎡）の1階ロビー（フリースペース）及び3階ボランティア相談室を、その利用活性化を図るとともに、社会的困難を抱えるひきこもり者支援のため、近年、人気の高い快適性や機能性が重視されている北欧系の家具や備品等を配置して、新たな市民の居場所空間としてリニューアルする。

2 業務場所（家具備品等配置場所）

- （1）西尾市総合福祉センター（1階）ロビー（約230㎡/2階まで吹抜構造）
- （2）西尾市総合福祉センター（3階）ボランティア相談室（約36㎡）

※所在地：西尾市花ノ木町2丁目1番地

【参考資料】 以下は市公式ウェブサイトでアップしています。

- ① 業務場所の平面図（PDFファイル）及びコンセント位置図（PDFファイル）

※平面図のCADデータ（JWWファイル）が必要な方は本業務の担当課（実施要領12参照）へメール（件名と本文は以下のとおり）にてお申し出ください。

件名：総合福祉センターCADデータ希望（事業所名）

本文：担当者の連絡先（電話等）を明記

- ② 西尾市総合福祉センター施設案内（PDFファイル）

3 実際の業務期間（家具備品等搬入組立配置実施日）

令和8年3月10日から3月25日までの間の2日間程度を予定

※これは契約期間ではありません。契約期間は実施要領の2（2）を参照。

4 業務内容

以下の（1）～（3）については一括契約としますが、（2）及び（3）については再委託を認めるものとします。

（1）インテリアデザインの提案

上記2業務場所における北欧系の家具備品等のインテリアデザイン提案を行うこと。家具備品等の数量指定はないが、以下の利用イメージのように、属性や世代を問わないすべての市民誰もがホッと安らぐことのできる空間をレイアウトすること。また、画一的で魅力が少ない公共施設らしさを脱却した空間のコンセプト・空間計画（レイアウトデザイン）・什器家具紹介・イメージパース・工程などを1階と3階に分けて提案すること。提案様式の規格は実施要領6（2）を参照のこと。

◎利用イメージ

1階●子育て家庭の憩いの場、中高生等の学習スペース（20～30席程度）、ミーティングスペース（学習スペースとの兼用可）、ひきこもり者または高齢者のくつろぎの場（一人だけでくつろげるこもりルームを3席程度）、多目的に使用できるイベントスペース（配置した什器家具類を片隅に寄せてできるスペースを利用するもの）など

3階●ひきこもり相談機能、1階利用が難しいひきこもり者のくつろぎの場

※北欧系家具や備品とは、スウェーデン・フィンランド・デンマーク・ノルウェーをはじめとした北欧諸国で、シンプルで飽きのこない、インドアでホッと安らぐことができるデザインと機能性、快適性の高さや、自然素材を活かし環境に配慮して企画制作されている家具や備品のこと。

※インテリアデザインの提案とは、指定されたスペースに配置される家具や備品等のイメージ図及び調達計画（個数や金額等）について実施要領2（4）で示した予定金額の範囲内において一定のコンセプトに基づいて作成するもの。

（2）家具備品等の調達

上記（1）の提案に基づく北欧系の家具や備品等を調達すること。

（3）家具備品等の組立設置支援

上記（2）に基づき調達した北欧系の家具や備品等について、障がい者の就労支援体験の一環として、障がい者（10名程度）が組立及び設置することに対する指導者の派遣及び工具類等の貸与により支援を行うこと。

※参加する障がい者は、就労訓練中の精神障がい者または知的障がい者の方などに市が声をかけて募集。参加する障がい者はボランティア保険に加入予定。

西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル企画提案書

(宛先) 西尾市長

事業所名
.....

西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル業務について、以下のとおり企画提案書等を提出します。

記

1 提出書類

①	企画提案書（●ページ）
②	見積書及び積算内訳（●ページ）
③	業務実施体制及び工程表（●ページ）
④	会社概要

2 連絡先

事業所名	フリガナ	
	商号又は名称	
	フリガナ 代表者氏名	
事業所所在地 (愛知県内)	〒	
担当者氏名		
電話番号		
メールアドレス		

西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル業務 事業者選定審査基準

評価項目		評価・着眼点	配点基準				
1	コンセプト	総合福祉センターの利用活性化とひきこもり者支援の目的に合致したコンセプトになっているか	5	4	3	2	1
2	デザイン性	シンプルで飽きのこない北欧系の家具備品等が業務場所の利用イメージと合致したレイアウトデザインで配置されているか	5	4	3	2	1
3	機能性	属性や世代を問わないすべての市民が利用でき、かつイベントスペースなど多目的利用できる機能性の高い公共空間として提案されているか	5	4	3	2	1
4	快適性	誰もがホッと安らぐことのできる公共空間として提案されているか	5	4	3	2	1
5	独創性	公共施設らしさを脱却した創意工夫により家具備品等の配置変更に伴う拡張性・可変性が感じられる提案になっているか	5	4	3	2	1
6	実現性	1階と3階に分けた実現可能な提案内容になっているか	5	4	3	2	1
7	実施体制	障がい者に対する家具備品等の組立設置支援に対して適切な人員配置と業務工程が計画されているか	5	4	3	2	1
8	価格点	(提案価格のうち最低価格／貴社の提案価格) × 配点 (10点)					
9	市内企業	西尾市内に本社がある… 5点 西尾市内に支店、営業所がある… 3点 上記以外… 1点	5		3		1
○ の 数							
点 数							
合 計 点			/ 50 (満点)				

※最低基準点は30点とする

選定委員会における受託候補者の選定方法

選定委員会は前頁の審査基準による評価点に基づき、以下のとおり受託候補者を選定し、西尾市はその選定結果を踏まえ、受託候補者を決定する。

- (1) 各選定委員が評価した評価点の合計が高い事業者から順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した事業者を受託候補者、2番目に多く第1位を獲得した事業者（第1位と採点した委員が同数である場合は、その事業者のうち第2位をより多く獲得した事業者）を次点者とする。
- (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、その事業者のうち第2位をより多く獲得した事業者を受託候補者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高い事業者を受託候補者とする。
- (3) 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の評価点の合計が同点である場合は、見積金額の低い事業者を上位とする。ただし、見積金額も同一の場合は、委員会の採決により選定する。
- (4) 各選定委員の平均評価点が委員会で定めた最低基準点（30点）を下回った場合は、受託候補者・次点者に選定しない。
- (5) 事業者が1者の場合であっても企画提案書等の審査を実施し、評価点の合計が最低基準点（30点）を下回った場合を除き、この事業者を受託候補者とする。